

記入上の注意

- 1 【2. 対象となる高校生等について】の欄は、次により記入してください。
- (1) 基準日現在に通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- (2) 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」の別を記入してください。
- 2 【4. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次により記入してください。
- 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下同じ。）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- (1) 『生活保護受給世帯』に該当する場合
- 7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる証明書を提出してください。
- (2) 『道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯』に該当する場合
- ア アの②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
- アの②のうち、「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、⑤及び⑥並びにイの①の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- イ アの①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の当該年度（前年の所得を証明するもの）の課税証明書等を提出してください。
- ウ アの⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における被扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
- （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- エ イの②に該当する方のうち、就学支援金申請・届出の際に控除対象配偶者の課税証明書等を添付しなかった場合は、控除対象配偶者1名分の課税証明書等を添付し、『控除対象配偶者課税証明書等提出』の□欄にレ印を付けてください。
- オ イの②のうち、『省略課税証明書等担当者確認欄』は、既に提出されている課税証明書等を確認の上、審査担当者が押印してください。
- カ ②の内容は必ず確認し、該当する場合は記載もれのないようにしてください。
- キ 『③ 扶養親族等の状況について』の欄は、次により記入してください。
- 基準日は、7月1日とします。ただし、7月以降に入学することが定められている学校の入学者は、入学した日の翌月の初日とします。
- 基準日現在の年齢は、年齢計算に関する法律（明治35年法律第50号）の規定により計算して得た年齢とします。

留意事項

- 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、給付金の受給資格はありません。
- 対象となる高校生等が、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる者（母子生活支援施設に入所する高校生等を除く。）であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、給付金を受給できません。
- 申請者又は対象となる高校生等が、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する給付金の給付を受けている場合は、給付金を受給できません。
- 給付の回数は、年1回通算3回（定時制、通信制高等学校等に通う高校生等は4回を上限とします。ただし、学び直しの支援を受けている場合は、この限りではありません。
- 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

○ 申請に必要な書類

- ①ー1 北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書（支給要綱 様式第1号）
（以下「申請書」という。）
- ①ー2 北海道公立高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（実施要領 様式第1ー3号）
- ② 保護者等世帯の所得に関する証明書
 - 1. 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（支給要綱 様式第2号）又は認定基準日現在の高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる証明書（生活保護受給証明書）
 - 2. 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書・非課税証明書又は納税通知書の写し等）又は個人番号を確認できる書類（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し等）
 - ※ 就学支援金において個人番号を確認できる書類等が提出されており、提出の際に個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書の給付金欄にチェックを入れて提出している場合又は申請書において個人番号又は税情報等を利用することへの同意欄にチェックを入れて提出している場合は、改めての提出は不要です。
 - ※ 道内外の国立学校及び道外公立学校は、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書又は納税通知書の写し等）のみにより認定を行うため、個人番号を確認できる書類の提出は不要です。
 - ※ 就学支援金の取扱いとは異なり、控除対象配偶者であっても所得割額が確認できる書類の提出が必要です。
 - ※ 新入生を対象とした早期給付を希望する保護者等については、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書又は納税通知書の写し等）が必要です（個人番号カード等での税額照会は不可）。
- ③ 対象となる高校生等を含め、15歳以上（中学生は除く。）23歳未満の子を2人以上扶養している場合、扶養誓約書（支給要綱 様式第4号）
- ④ 口座振込申出書（支給要綱 様式第3号）
- ⑤ 家計急変世帯に係る確認書類
 - ア 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等）
 - イ 家計急変前及び後の収入を証明する書類
 - （ア）家計急変前
課税証明書等
 - （イ）家計急変後
会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士及び公認会計士の作成した書類等

ウ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類（健康保険証の写し（扶養親族全員分）、課税証明書（扶養親族全員が記載されているものに限る。）等）

⑥ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合における給付額の加算に係る確認書類

ア 罹災証明書等

イ 制服の再購入に係る誓約書（実施要領 別記様式13）

※ 道内の公立高等学校等に通う生徒等の保護者等のうち、就学支援金の申請・届出の際、既に課税証明書等を北海道教育委員会に提出している場合は、②の提出を省略することができます。

※ 加算分の申請を行う場合、改めて加算分の受給申請書や在学証明書、口座振込申出書等の書類の提出が必要ですが、既に提出済みの受給申請書等と記載内容に変更がない場合には、提出を省略することができます。

○ 申請書類一覧

提出書類等 区分	全日制・定時制			通信制・専攻科		
	生活保護 受給世帯	非課税世帯		生活保護 受給世帯	非課税世帯	
		第1子	第2子		第1子	第2子
①申請書 （様式第1号、様式第1-3号）	○	○	○	○	○	○
②-1 生活保護受給証明書等	○			○		
②-2 課税証明書等		○	○		○	○
③扶養誓約書 （様式第4号）			○			
④口座振込申出書	○	○	○	○	○	○
⑤家計急変世帯確認書類		△	△		△	△
⑥制服の再購入に係る 確認書類		□	□		□	□

《記号の説明》 ○ → 提出が必要（家計急変世帯及び制服の再購入に係る申請を含む）

△ → 家計急変世帯の場合は提出が必要

□ → 制服の再購入に係る申請を行う場合は提出が必要

※ 道外の高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等の場合は、上記の申請書類のほか、在学証明書（実施要領 別記様式2-3）の提出が必要となります。